

第52回全日本社会人ターゲットアーチェリー選手権大会 開 催 要 項

1. 主 催 公益社団法人 全日本アーチェリー連盟
2. 主 管 富山県アーチェリー協会
3. 後 援 富山県(予定) 富山県教育委員会(予定) 公益財団法人 富山県体育協会(予定)
黒部市(予定) 黒部市教育委員会(予定) 公益財団法人 黒部市体育協会(予定)
北日本新聞社(予定)
4. 日 程 2019年 6月22日(土) ~ 23日(日)
6月22日(土) 11:00 ~ 12:30 受付、用具検査、公式練習
12:40 ~ 12:55 開会式
13:00 ~ 1競技・ランキングラウンド
イリミネーションラウンド
1/16イリミネーションまで実施
6月23日(日) 9:00 ~ 練習場開場
9:40 ~ 15:40 1/8イリミネーション~ファイナルラウンド
16:15 ~ 閉会式(予定)
- ※ 競技の進行状況により、時間は変更になる場合がある。

5. 会 場 黒部市中ノ口緑地公園運動広場
〒 938-0176 富山県黒部市宇奈月町中ノ口地内 TEL 0765-65-0551

6. 競技方法 リカーブ部門 : オリンピックラウンド(WA公認)(ランキングラウンドは70mラウンド)
コンパウンド部門: コンパウンドマッチラウンド(WA公認)(ランキングラウンドは50mラウンド)

7. 競技規則 全日本アーチェリー連盟競技規則(2018~2019年)による。

8. 参加定員

部 門	種 別	選考対象	定員	
リカーブ部門	壮年男子	前回優勝者	1名	18名
		70mラウンド	17名	
	一般男子	前回優勝者	1名	45名
		70mラウンド	44名	
	女子	前回優勝者	1名	30名
		70mラウンド	29名	
コンパウンド部門	男子	前回優勝者	1名	18名
		50mラウンド	17名	
	女子	前回優勝者	1名	6名
		50mラウンド	5名	

※ 壮年男子の部は2019年 4月 1日に満40歳以上の者とする。

9. 表 彰

リカーブ部門	壮年男子	1位~3位
	一般男子	1位~8位
	女子	1位~8位
コンパウンド部門	男子	1位~3位
	女子	1位

※ 全部門・種別決勝ラウンドへ進出する。

10. 参加資格

- ① 競技日程の全スケジュールに参加可能な者(但し、途中敗退の場合は除く)
- ② 2019年度(公社)全日本アーチェリー連盟に競技者登録済みの選手。
- ③ アウトドア ブラックバッジ(550点)以上の所有者。
- ④ 高校生、大学生および専門学校生以外の者で、2019年 4月 1日に満18歳以上の者。
- ⑤ 第51回全日本社会人ターゲットアーチェリー選手権大会優勝者。
- ⑥ 第12項の選考対象期間内に開催された全ア連公認競技会において、下記以上の記録を1回以上有する者。

部門	種別	70mラウンド	50mラウンド
リカーブ部門	壮年男子	570点	—
	一般男子	590点	—
	女子	550点	—
コンパウンド部門	男子	—	660点
	女子	—	650点

11. 選考方法

- ① シード選手：前年度の全日本社会人ターゲットアーチェリー選手権大会優勝者(各部門 種別1名)
- ② 上記シード選手が辞退した場合の欠員は、記録選考枠に組み入れる。
- ③ 申請記録の上位の者から選考する。但し、同点の場合、全日本選手権大会、地区大会、都道府県大会の順で優先順位を決定し選考する。それでも決定できない場合は選考委員の抽選により決定する。
- ④ 本大会出場申請記録の対象とする競技会が公認申請・成績報告が正規の手続きで処理されていない場合、出場は認められない。
- ⑤ 主管する加盟団体は各部門・各種別1名以内(合計5名以内)の選手を推薦できる。
なお、この推薦選手は定員の人数に含まれる。

12. 選考対象期間

2018年 5月15日(火)から2019年 5月13日(月)まで。

なお、第51回全日本社会人ターゲットアーチェリー選手権大会の記録も対象となる。

13. 参加費 6,000円

14. 申込方法

- ① 前記の資格を有する者は、別紙「個人申請書(単票)」に必要事項を記入して加盟団体へ申し込むこと。
- ② 「個人申請書(単票)」の提出締切日は、所属する加盟団体(都道府県協会(連盟))が指定する期日を厳守して申し込みを行ってください。
- ③ 「個人申請書(単票)」の提出締切日が不安な時は、所属団体担当者と連絡を取って確認をし、トラブルの発生しないよう注意してください。

15. 宿泊について

宿泊施設、弁当の手配申込は出場決定連絡時に案内する。

16. その他

- ① 選手は指定された時間に、受付及び用具検査を受け、開会式には必ず参加すること。
※ なお、あらかじめ仕事等の都合で参加不可能な場合は、加盟団体を通じて連盟まで文書で連絡のこと。
- ② 申込期日近くに開催した、公認競技会の記録を申請記録とする場合は、FAXで仮申請をおこなうことを認める。但し、同時に正式な書類を送付すること。
- ③ 選手はスターバッジおよび会員カードを必ず携帯すること。
- ④ 個人情報の取扱いについては、申請時に加盟団体は選手本人に第20項の内容を示し了解を得ること。
- ⑤ 車椅子等の選手は、その旨を備考欄へ記入すること。なお、矢取り代行が必要な場合は各自で準備する。
- ⑥ 納付した参加費、昼食代等は返還しない。

17. 選手の心構え

- ① 選手は、礼儀を尊び規律を遵守し、かつ他の参加者との友好親善に努める。
- ② アンチドーピングについて
競技者は次の役割と責任を担う。(全日本アーチェリー連盟 ドーピング防止規則 第1. 3項)
 - ・ ドーピング防止の方針および規則に精通し、これを遵守すること。
 - ・ 検体採取に応ずること。
 - ・ ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
 - ・ 医師に、禁止物質および禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、規則に従って採択されたドーピング防止の方針、規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。【ドーピング検査について】
 - ・ 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
 - ・ 本競技会参加者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続きの対象となることに同意したものとみなす。
 - ・ また、20歳未満である本競技会参加者のエントリーにおいては、上記のドーピング検査の実施について親権者の同意を得たものとみなす。
 - ・ 選手は、写真付き身分証明証(学生証、社員証、自動車免許証、パスポート等)を持参すること。(本人確認のため義務付けられている)
 - ・ 未成年者の参加に関して
本大会参加にあたり、20歳未満の競技者は、世界アンチ・ドーピング規程、国際基準、日本アンチ・ドーピング規程により、検査対象となった場合のドーピング検査実施の同意ならびにその手続きに関し、競技者本人ならびに親権者が同意書に署名し提出することが必要となる。参加の確定した20歳未満の競技者は、同意書にそれぞれが署名、捺印の上、大会参加費納付書と共に加盟団体を通し全日本アーチェリー連盟に同意書を提出すること。
※ 尚、同意書は一度提出すると、該当選手が成人するまで有効となるが、親権者が替わった場合は再度新たな親権者が同意書を提出することになる。
 - ・ 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わ

ず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続きを完了することができなかつた場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。

- ・アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
- ・本競技会参加者は、競技前7日間に服用した医薬品、塗布、注射等医療行為を施したり、使用したもの(処方薬、売薬を問わない)および摂取したサプリメント類の名前と数量を記入したメモを携行することが薦められる。
- ・病気、けがなどの治療のため禁止物質や禁止方法を使っている場合、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)に対して、大会30日前までに「JADA・TUE申請書」を提出すること。
- ・競技会・競技会外検査を問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること。

※ TUE：治療使用特例

※ 疑問点は、JADAのホームページ参照。あるいは、全日本アーチェリー連盟に問い合わせること。

- ・日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org>)にて確認すること。

18. 個人情報の取扱いについて

① 使用目的は次のとおり。

- i 加盟団体への出場決定者選考結果通知。
- ii 大会プログラム作成(大会プログラムは、大会関係者以外に一般およびマスメディアに公開する)。
- iii マスメディア、会場内での参加選手や観客および加盟団体への成績表の配布並びに送付(ホームページ掲載を含む)。
- iv 大会運営に必要な場内アナウンス、掲示板等への掲示。
- v 本連盟の公式ホームページおよびFacebookへの画像・映像の掲示。
なお、掲載されたくない場合は、その旨を事前に本連盟に連絡すること。

② 上記以外に利用する場合は、本人に通知し承諾を得る。

③ その他個人情報の取扱い(プログラム作成時の印刷業者への委託等)については、本連盟個人情報保護規程に基づき行う。